

台湾の輸入規制措置の概要 (令和6年9月25日以降)

1. 輸入規制措置の概要

台湾当局は、5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県）産の全ての食品（酒類を除く）について、放射性物質検査報告書の添付を求めています。

また、全ての日本産食品（酒類を除く）について、産地証明書の添付を求めています。

【証明書発行対象・内容】

必要な証明	品目	地域
放射性物質 検査報告書 及び 産地証明書	全ての食品（酒類を除く）	福島、茨城、栃木、群馬、千葉
産地証明書	全ての食品（酒類を除く）	47都道府県

【台湾側の水際検査】

- ・福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産品については、全ロット検査を実施。
- ・上記5県以外の42都道府県の野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、飲料水、乳幼児用食品、茶葉等は水際検査結果等に応じて検査頻度を調整。
- ・台湾側の水際検査で、基準値以下であっても微量の放射性物質が検出された場合、台湾当局はその結果と産地を衛生福利部食品薬物管理署のHPに公表し、業者に対して廃棄又はシップバックの行政指導を行っています。

衛生福利部食品薬物管理署 HP：

<https://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=2356>

【台湾で流通する日本産食品への都道府県単位の産地表示規制】

台湾当局は台湾で流通する日本産食品に対して、国名だけでなく都道府県単位の産地表示を求めています。

2. 留意事項

原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき、県、市町村又は一部区域からの出荷制限措置がとられている品目は台湾への輸出もできません。

※厚生労働省 HP：原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000030874.html>